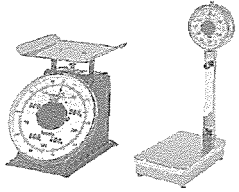
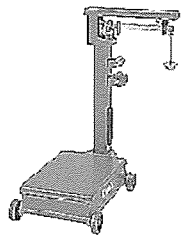
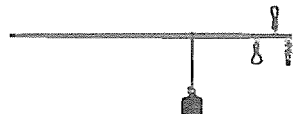
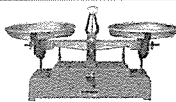
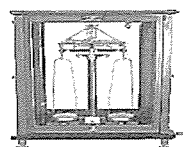
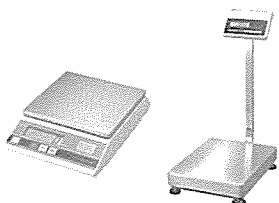


定期検査手数料表

【集合検査】

山形県条例第8号 手数料条例（非課税）

種	類	能 力	金 額(円)
	指示はかり (バネはかり) (振子はかり)	100kg以下のもの	500
		250kg以下のもの	900
		500kg以下のもの	1,600
	台手動はかり (台はかり) (注)おもり付きでないもの 150kg以下のもの50円減額 150kgを超え1t以下のもの 60円減額	100kg以下のもの	550
		150kg以下のもの	950
		250kg以下のもの	960
		500kg以下のもの	1,660
	不等比皿手動はかり (皿はかり) (注)おもり付きでないものは50円減額	100kg以下のもの	550
	棒はかり		310
	直線目盛指示はかり (直目)		300
	等比皿手動はかり (等比皿)	100kg以下のもの	620
	手動指示併用はかり (指示併用) (注)分銅付きでないものは50円減額	100kg以下のもの	550
	手動天びん	100kg以下のもの	620
	電気式はかり (電気抵抗線式はかり) (誘電式はかり) (電磁式はかり) (その他の電気式はかり)	100kg以下のもの	1,400
		250kg以下のもの	1,800
		500kg以下のもの	2,300

【留意事項】 次の場合については、所在場所定期検査となります。(裏面、特定計量器検査料参照)

- (1) 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難な場合 【例】ひょう量500kgを超えるはかり※、特殊なはかりなど
※ひょう量500kgを超えるはかりを集合検査で受検希望される場合は、当協会までお問い合わせください。
- (2) その構造上、運搬することにより、破損又は精度が落ちるおそれがある場合 【例】目量の数か6,000を超える高精度のはかりなど
- (3) 土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難な場合 【例】自動計量包装値付機、トラックスケールなど
- (4) 受検計量器の数が多い、使用者が所在場所での検査を希望する場合など

山形県指定定期検査機関 一般社団法人山形県計量協会

山形市松栄二丁目2番1号

TEL (023) 644-9811

FAX (023) 644-9810